

【平成24年第3回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成24年10月3日 健康福祉委員長 岩隈 千尋

○「議案第133号 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 第2条、第3条及び第5条が削除された理由について

第2条にある施設の設置規定は、新しい施設では施設の貸出業務は行わず、公の施設としての機能は有さなくなるため削除した。第3条は衛生に関する試験検査、調査研究及び試験検査技術の指導訓練を規定しており、今後もこれらの業務は継続していくが、条例に定める必要はないと判断したため削除した。第5条は市内の医療従事者による衛生研究所の施設の使用について規定しているが、新たな施設である健康安全研究所は病原体や毒劇物等を取り扱うため、今までのように施設を貸し出すことは困難であり、また、これまで施設を貸し出した実績がなく、今後は施設の貸出業務は行わないことから条例から削除した。

* 健康安全研究所の運営主体について

衛生研究所は、日々の検査、研究の積み重ねにより高い技術力を保持し、これまでも新型のインフルエンザや昨年の福島第一原子力発電所の事故による健康被害のおそれに対して迅速かつ的確に対応してきた。このような検査体制を維持するためにも、健康安全研究所として市が直接、運営していきたいと考えている。

* 試験検査手数料の料金改定における他自治体との比較について

県内の他自治体の手数料を比較検討して、試験検査手数料を算出した。

* 市民への情報発信について

これまでも衛生研究所ニュースやホームページなどで公衆衛生等の情報発信を行ってきたが、今後、ホームページの全面的な見直し等を行い、より市民にとって分かりやすい情報発信に努めていきたい。現在、健康安全室にある感染症情報センターの機能が健康安全研究所へ移管されるため、専門性の高い感染症のリスク分析や評価機能を強化して医療機関等への情報発信にも努めていきたい。

《意見》

* 講演会を定期的で開催するなど、市民への健康安全衛生の啓発に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第136号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* パブリックコメントの実施結果及びその反映状況について

急速充電設備の標識の意匠について、色、大きさを規定することは好ましくないとの意見が1件あった。急速充電設備の標識は設置を義務付けられ、火災

の危険を回避するとともに、火災が発生した場合の消防活動において必要な情報であり、色や大きさの規定は必要である。パブリックコメントに出された意見は今後の運用指導の参考とする。

*** 急速充電方式の規格であるチャデモと外国製自動車との互換性について**

電気自動車用の急速充電方式の規格はチャデモやコンボなどがある。日本で採用されている急速充電方式の規格であるチャデモは、現在のところ外国製自動車との互換性はなく、充電することはできない。しかし、将来的にチャデモとコンボに互換性を持たせるとの報道が一部あった。

*** 条例改正における他自治体との比較について**

今回の条例改正は、総務省令の一部改正に基づき、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めたもので、近隣の東京消防庁や横浜市、千葉市、さいたま市などと比較したところ、条例改正の内容はほぼ同一であることを確認した。

*** 急速充電設備の安全面の確保について**

急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を明確に規定しており、火災予防上の安全基準は満たされると考えている。今後、防火対象物の立入検査時には、急速充電設備についても基準が満たされているか確認を行い、安全面の確保に努めていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第140号 仮称川崎区内複合福祉施設新築工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第143号 消防救急デジタル無線活動波整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 入札参加者が1者のみであったことについて**

入札は日本電気株式会社の1者のみであり、同社は既存の指令システムを構築した会社でもある。消防局の指令センターにある既設の指令システムと消防救急デジタル無線を接続する工事において、仕様書では、指令システムを停止することができないことから施工の確実性が必要であること、無線操作卓や回線制御装置の取り扱いや改修には専門的な知識が必要になることから、各メーカーが判断し、結果的に入札参加者が1者となった。

*** 契約金額の支払い予定について**

本工事については、平成24年から平成26年の3年間を予定しており、工事の進捗状況に応じて支払いを行うこととなる。1年目は8,655万3,000円、2年目は3億787万3,000円、3年目は10億6,507万4,000円、合計14億5,950万円をそれぞれ支払う予定である。

*** 消防救急デジタル無線活動波整備工事のメリットについて**

本整備については、国からの通知に基づき平成28年5月31日までに260メガヘルツ帯のデジタル変調方式に移行することとなっている。消防救急無線については、消防の重要な設備と考えており、消防隊や救急隊への出動指令、災害状況などの情報収集や応援部隊の派遣など活用しているところである。今までアナログ無線は傍受されてしまうおそれがあったが、デジタル方式を採用することで音声が良くなるとともに、通信の秘匿性の向上により情報セキュリティが図られるものとなる。

*** 基地局を新設する場所及び理由について**

基地局は川崎マリエン、井田病院、多摩区役所及び栗木消防出張所に新設する予定である。元々、新設箇所周辺には一部不感地帯があったため、今回の整備により不感地帯をなくし、円滑な消防隊の活動を促進したいと考えている。また、基地局の場所の選定に当たっては、民間の建物に設置するのではなく、公共施設に限定して設置し、賃借料を発生させないよう対応を図っている。

*** デジタル無線の実施時期について**

平成24年から平成26年までの3年間で整備し、アナログとデジタルの併用期間を経て、問題がないことを確認してから本格実施する予定である。

*** デジタル無線化の対象範囲について**

消防無線については全てデジタル無線に移行するが、コンビナート地区の大規模災害等で事業所等が使用する防災相互無線は、消防無線ではないことから、デジタル無線には移行しない。

*** 無線機の操作性について**

無線機の操作に当たっては、消防活動衣のままでも簡易に操作ができるよう機器を選定していきたい。

《 審査結果 》

全会一致原案可決

○「議案第151号 平成24年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

○「議案第152号 平成24年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

○「議案第153号 平成24年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《 審査結果 》

全会一致原案可決